よくある質問と回答

[建設業許可、許可申請]

- Q1 どのような場合に建設業の許可が必要となりますか?
- A1 建設業の許可が必要となるのは次の場合です。これ以外は軽微な建設工事として、 建設業許可なく請け負うことができます。
 - ○建築一式工事で木造住宅の場合は、延べ面積 150 平方メートル以上の場合
 - ○建築一式工事で木造住宅以外の場合は、工事1件の請負契約が1500万円以上の場合
 - ○1件の請負契約が500万円以上の建設工事を施工する場合(建築一式工事以外) いずれの場合も消費税及び地方消費税を含めた額で判断します。

なお、軽微な建設工事に該当するか否かを判断するに当たっては、同一の建設業を営む者が工事の完成を 2 以上の契約に分割して請け負うときは、正当な理由に基づいて契約を分割したときを除き、各契約の請負代金の合計額となります。

また、軽微な建設工事であっても、次の工事を施工する場合は、行政庁へ登録する 必要がありますのでご注意ください。

- ○浄化槽の設置工事を行う場合…浄化槽工事業者登録 https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70056030385.htm
- ○解体工事を行う場合……解体工事業者登録 https://www.pref.mie.lg.jp/KENGYO/HP/70061030386.htm
- ○電気工事を行う場合……電気工事業者登録
- Q2 建設業許可を受けるにあたり、どのような要件が必要となりますか?
- A2 建設業許可を受けるために必要となる要件は次のとおりです。
 - ①建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
 - *「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力」とは、次の2つの要件を満たすものです。
 - 1. 適切な経営能力を有すること: 常勤役員等が営業取引上対外的に責任を有する地位にあり、 建設業の経営業務について総合的に管理した経験を5年以上又は6年以上有する「経営業務の 管理責任者」であること、若しくは、建設業に関し2年以上の役員等として経営経験を有し、 かつ5年以上役員等又は役員に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者、5年以上 役員としての経験を有し、かつ建設業に関し2年以上役員等としての経験を有する者である 常勤役員等とこれを直接補佐する者(補佐する者は財務管理、労務管理、業務運営の経験を 有する者である必要があります)を置くことで「経営管理の体制」をとることをいいます。
 - 2. 適切な社会保険等に加入していること:適用事業所として加入義務がある健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に関し、加入していることをいいます。
 - ②許可を受けようとする業種について、専任の技術者がいること。
 - *「専任技術者」とは、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するために営業所に 常勤して専ら職務に従事することを要する者です。
 - ③請負契約に関して誠実性があること。
 - ④請負契約を履行するに足りる財産的基礎または金銭的信用があること。
 - *一般建設業の許可を受ける場合には、次のいずれかに該当しなければいけません。
 - ア 自己資本額が500万円以上であること。
 - イ 500 万円以上の資金を調達する能力を有すること。
 - ウ 許可申請の直前5年間許可を受けて継続して営業した実績を有すること。 ※特定建設業の許可を受けるための財産要件は別にあります。
 - ⑤建設業法第8条に規定する欠格要件に該当していないこと。 ※詳しくは建設業許可申請の手引(P15~P40)をご覧ください。

- Q3 建設業許可には有効期間がありますか?
- A3 建設業許可の有効期間は、許可のあった日から5年目の許可があった日に相当する日の 前日までです。有効期間の満了日が日曜日等であっても、その日が許可の満了日となり ますので、ご注意ください。

なお、許可の更新申請は、期間満了日の3か月前から受付けており、建設業法施行規則第5条により、期間満了日の30日前までに許可申請書を提出しなければならないと 定められています。

- Q4 申請してから建設業許可を受けるまでの期間はどれくらいですか?
- A4 三重県知事許可の場合、その期間は概ね45日間程度とお考えください。
- Q5 三重県知事許可にかかる許可申請書や事業年度終了届出書はどこに提出すればよいので すか?
- A5 主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所に提出していただきます。 ※主たる営業所の所在地を管轄する建設事務所については建設業許可申請の手引(P 76)をご覧ください。
- Q6 許可申請にあたり必要な書類を教えてください。また書類は何部用意すればよいのですか?
- A6 許可申請にあたり必要な書類としては、建設業許可申請書として法定書類として定められたもの、及びその確認書類となります。これらの書類は多岐にわたるため、建設業許可申請の手引 (P40~及びP50~)をご覧ください。 なお、法定書類については、閲覧対象(建設業許可申請の手引P42)の書類は正本1部、副本2部の計3部、非閲覧対象(建設業許可申請の手引P43~44)の書類は正本1部、副本1部の計2部、確認書類については1部作成のうえ、ご提出頂くことになります。
- Q7 許可申請に添付する書類(法務局発行の登記されていないことの証明書)はすべて原本の 必要がありますか?
- A7 登記されていないことの証明書など添付して頂く書類について、原本を正本に添付して頂ければ、副本には写しの添付で構いません。
- Q8 建設業の許可証(許可通知書)を紛失してしまった場合どうすればよいですか?
- A8 建設業の許可証(許可通知書)は再発行しておりません。 建設業の許可を受けていることや許可の業種を証明するものとして、許可を受けている 方からの申請により許可証明書を発行しております。主たる営業所の所在地を管轄する 建設事務所が窓口になりますので、そちらにご申請ください。

【手数料】 証明書1通につき400円 (三重県証紙による納付)

- Q9 建設業の営業所とは何ですか?
- A 9 建設業の営業所とは、本店や支店など常時建設工事に係る請負契約等を締結する事務所 をいいます。

請負契約の見積、入札、契約締結等請負契約の締結に係る実体的な行為を行う事務所で すので、単なる連絡事務所はこれには該当しません。

なお、主たる営業所とは、建設業を営む営業所を統括し、指揮監督する権限を有する営業所をいい、通常は本社、本店等です。

- Q10 令3条の使用人とはどんな人ですか?
- A10 法人等の代表権者から、建設工事の見積や契約締結、入札参加等の委任を受けている、 支店や営業所の代表者(支店長や営業所長等)を指します。

また、個人事業主にあっては、商法第20条により商業登記された支配人がこれにあたります。

なお、この使用人は、会社の役員等と同様、建設業法第8条に規定する欠格要件に該当する者はなれません。

- Q11 「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者(常勤役員等、常勤役員等を直接に 補佐する者)」と「営業所の専任技術者」は兼ねることが出来ますか?
- A11 「経営業務の管理を適正に行うに足りる能力を有する者(常勤役員等、常勤役員等を直接に 補佐する者)」と「営業所の専任技術者」の双方の基準を満たしている者は、同一営業所内に おいて兼任することが出来ます。
- Q12 現在、とび・土工工事業の許可を受けており、その更新申請をする際に、とび・土工工事業に関する10年の経営業務の管理責任者の経験をもって土木工事業と建築工事業を業種追加する場合に、常勤役員等(経営業務の管理責任者等)証明書(様式第7号)における「建設業法施行規則第7条第1号イ」の該当区分はどのような記載になりますか?
- A12 令和2年10月の建設業法改正により、業種ごとの区別がなくなったため、建設業に関し、 自らが5年以上の経営業務の管理責任者としての経験がある場合には建設業法施行規則 第7条第1号イ(1)該当と整理されます。
- Q13 役員等の一覧表(別紙一)様式に記載する役員に監査役は含まれますか?
- A13 監査役は役員等の一覧表(別紙一)様式に記載する役員等には含まれません。 同様に、会計参与、監事及び事務局長も役員等には含まれません。
- Q14 新規で許可申請を行う場合に、工事経歴書(様式第二号)の配置技術者欄「主任技術者 又は監理技術者の別」はどのように記載すればよいのでしょうか?
- A14 新規許可申請時における工事経歴書の配置技術者欄については、「レ」の記載の必要はありません。
- Q15 一人の専任技術者で複数の業種を担当することは可能ですか?
- A15 その専任技術者が必要な資格を有していれば、複数業種の専任技術者になることができます。
- Q16 営業所の専任技術者は10年間の実務経験でもよいのですか?
- A16 一般建設業許可における営業所の専任技術者については、「電気工事」と「消防施設工事」の業種を除き、10年間の実務経験により認められます。

なお、電気工事は電気工事士免状、消防施設工事は消防設備士免状の交付を受けた者でなければ一定の工事に直接従事できないことになっていることから、10年間の実務経験では認められないものです。

また特定建設業許可における営業所の専任技術者については、指定建設業(土木、建築、電気、管、鋼構造物、舗装、造園工事業)を除き、その業種に関する10年間の実務経験に加え、4500万円以上等の元請で2年以上の指導監督的実務経験がある場合に認められます。

- Q17 資格がなければ従事できない工事に無資格で従事していた経験は、実務経験として認められますか?
- A17 認められません。実務経験証明書には、資格が無くても従事できる工事については、 記載できますが、資格が無ければ従事できない工事については、資格を得た後に従事 した工事しか記載することはできません。
- Q18 使用人数(様式第4号)で受けている許可業種と直接関係のない有資格者がいる 場合にその記載はどうすればいいのでしょうか?

許可業種:とび・土工工事業 資格区分:建築工事業

- A18 建設業許可の専任技術者となり得る資格者については、技術関係使用人欄(建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハ又は同法第15条第2号イ若しくはハに該当する者)に計上してください。
- Q19 特定建設業を受けるための財産要件はどのようなものですか?
- A19 特定建設業の許可を受ける場合には、次のすべてに該当しなければいけません。
 - イ 欠損額が資本金の20%を超えていないこと。
 - ロ 流動比率が75%以上であること。
 - ハ 資本金の額が 2,000 万円以上であり、かつ、自己資本の額が 4,000 万円以上であること。
 - ※詳しくは建設業許可申請の手引 (P39) をご覧ください。
- Q20 建設業許可を受けている間に特定建設業の財産要件を満たさなくなった場合はどうなりますか?
- A20 特定建設業の財産要件については、許可申請時と更新時に確認させて頂くもので、建設 業許可を受けている期間中に財産要件を満たさない年度があったとしても直ちに許可の 取り消しや一般建設業許可に変更して頂くものではありません。

但し、更新時に財産要件を満たさない場合は、一般建設業許可の申請(般特新規又は 業種追加*)をして頂くことになります。

- *特定建設業の許可のみを受けている者が、許可を受けている建設業全部について、 一般建設業の許可を申請する場合は新規となります。
- Q21 個人事業から法人成りしたのですが、どのような手続が必要となりますか?
- A21 建設業許可を受けて営業している個人事業の法人成りにおいては、建設業許可申請の手引きに記載された法人成りの要件により、次の①から③のいずれかを選択のうえ、申請して頂くことになります。詳しくは所在地を管轄する建設事務所総務課までお問い合わせください。
 - ①「個人事業主と法人の間で譲渡契約書を交わしたうえで認可申請の手続き」 →この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれます、許可期間に空白は 生じません。』
 - ②「個人事業主と法人の間で事業承継にかかる同意書を交わしたうえで、法人としての 新規の許可申請の手続き」
 - →この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません、許可期間は同意 書により空白が生じないよう配慮されます。』
 - ③「譲渡契約書や事業承継にかかる同意書は交わさず通常の新規の許可申請の手続き」 →この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません、法人の許可がお りるまで許可期間に空白が生じます。』
 - (注意) 許可期間に空白が生じている時の請負は、軽微な建設工事の請負に限られます。

- Q22 法人設立直後で決算を迎えておらず、工事実績がありません。「工事経歴書」や「直前3年の各事業年度における工事施工金額」、財務諸表はどのように記載すればよいのでしょうか?
- A22 工事経歴書は、(建設工事の種類)欄を記入し、余白に「該当工事なし」と記載してください。「直前3年の各事業年度における工事施工金額」には、建設工事の種類を記入し、余白に「決算未到来」と記入してください。財務諸表については、「貸借対照表」は、(会社名)欄を記入し、開始貸借(様式第15号左上の日付は法人設立日となります)を記入します。「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「注記表」については、(会社名)欄及び「決算未到来」を記入してください。
- Q23 建設業許可の更新申請はいつからできますか?
- A23 三重県知事許可の場合は3か月前からの申請受付となります。引き続き建設業の許可を 受けようとする方は、建設業法施行規則第5条に定められたとおり、当該許可の有効期 間満了の日の30日前までに許可の更新の申請をしなければなりませんので、ご注意くだ さい。
- Q24 建設業許可の更新にあたり、法務局発行の登記されていないことの証明書や市区町村発 行の身分証明書は、役員全員分が必要となりますか?
- A24 許可の更新に際しての、登記されていないことの証明書や身分証明書については役員等の一覧に記載された役員全員分が必要となります。(但し、株主は除きます。)
- Q25 建設業の許可の有効期限を過ぎてしまったのですが、更新はできますか?
- A25 許可の有効期限を経過したときは、更新申請はできません。この場合、建設業の許可を 受けようとするときは新規の許可申請になりますので、ご注意ください。
- Q26 法人の登記している所在地や個人事業主の住所と主たる営業所の所在地が異なる場合は、 所在地は何を記入したらよいでしょうか?
- A26 法人で主たる営業所と登記上の本店が異なる場合は、許可申請書の申請者欄に記載する 所在地は主たる営業所の所在地としてください。個人事業主で主たる営業所の所在地と 住所が異なる場合も、許可申請書の申請者欄に記載する所在地は、主たる営業所の所在 地を記載します。
- Q27 個人事業主の老齢に伴い、その子が建設業を引き継ぐ形で事業を承継したいのですが、 どのような手続が必要となりますか?
- A27 建設業許可を受けて営業している事業主の事業を子が承継する場合においては、建設業 許可申請の手引きに記載された老齢等の理由による承継により、次の①から③のいずれ かを選択のうえ、申請して頂くことになります。詳しくは所在地を管轄する建設事務所 総務課までお問い合わせください。
 - ①「旧事業主(親)と新事業主(子)の間で譲渡契約書を交わしたうえで認可申請の手続き」
 - →この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれます、許可期間に空白は 生じません。』
 - ②「旧事業主(親)と新事業主(子)の間で事業承継にかかる同意書を交わしたうえで、 法人としての新規の許可申請の手続き」
 - →この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません、許可期間は同意

書により空白が生じないよう配慮されます。』

- ③「譲渡契約書や事業承継にかかる同意書は交わさず通常の新規の許可申請の手続き」 →この申請の手続きによる場合、『許可番号は引き継がれません』
- (注意) 許可期間に空白が生じている時の請負は、軽微な建設工事の請負に限られます。
- Q28 技術検定試験に合格しましたが、合格証明書を受領した後でないとその資格の専任技術者として許可申請はできませんか?
- A28 原則は、合格証明書により確認しますが、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの間については、試験実施機関が発行する合格通知書により確認します。(合格証明書を受領した後は合格通知書による確認はできません。)ただし、合格通知書は合格証明書に代わるものではないため、最終的には合格証明書を提出してください。

なお、この取り扱いは、建設業法「技術検定」の資格のみ認めています。

- Q29 有効期限が切れている監理技術者資格者証や登録基幹技能者講習修了証でも資格や実務 経験について認められますか?
- A29 監理技術者資格者証や登録基幹技能者講習修了証の有効期限が切れている場合でも資格 や実務経験は認められます。 また、住所や所属建設業者名が古い内容であっても、資格や実務経験は認められます。
- Q30 健康保険等の加入状況 (様式第7号の3) について、保険の加入義務があるのかないのかわからない場合はどうすればよいのでしょうか?
- A30 加入義務については、健康保険(協会けんぽ)と厚生年金については年金事務所へ、 雇用保険についてはハローワーク(公共職業安定所)へお問合せください。 ※所在地を管轄する年金事務所又はハローワークについては建設業許可申請の手引(P 24)をご参照ください。
- Q31 建設業に係る国民健康保険組合とは何ですか?
- A31 建設業に係る国民健康保険組合とは、建設業に従事する者を組合員として、国民健康保険 事業を運営することが認められた保険者のことです。

個人で常時5 人以上の従業員を使用している場合又は法人であって常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会管掌健康保険に事業所として加入することが健康保険法上求められていますが、年金事務所による健康保険被保険者適用除外承認を受けて建設業に係る国民健康保険組合に加入していれば、適法に加入していることになります。

この場合、様式第7号の3の「保険加入の有無」欄については、適用除外「2」と記載してください。

なお、法人の場合にあっては、建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合であっても、厚生年金保険は強制適用となります。

当該国民健康保険組合としては、次のような団体が挙げられます。

(具体例) ·全国建設工事業国民健康保険組合

- 建設連合国民健康保険組合
- · 中央建設国民健康保険組合
- · 全国土木建築国民健康保険組合

[変更の届出について]

- ※詳しくは建設業許可申請の手引 (P104~107) をご覧ください。
- Q32 商号、所在地、資本金を変更したときには、どのような届出が必要となりますか?
- A32 商号、所在地、資本金を変更したときは、変更届出書の提出が必要となります。法人の場合は、それらの登記を完了させたうえで変更の届出を行ってください。
- Q33 新たに役員に就任した者がいますが、何を提出すればよいのでしょうか?
- A33 次の法定書類を作成、用意のうえ、ご提出ください。提出部数は、閲覧書類(①~③) は正本1部副本2部、非閲覧書類(④~⑥)は正本1部副本1部です。
 - ①変更届出書(様式第22号の2)
 - ②役員等の一覧表 (別紙一)
 - ③誓約書(様式第6号)
 - ④法務局発行の登記されていないことの証明書、市区町村発行の身分証明書
 - ⑤許可申請者(新たに役員に就任した者)の住所・生年月日等に関する調書(様式第12号)
 - ⑥履歴事項全部証明書
- Q34 役員や専任技術者の住所が変更になりましたが、変更届出書は必要ですか?
- A34 特に必要はありません。ただし、遠方への住所変更となった場合は許可行政庁である 建設事務所に申し出てください。その申し出を受け、常勤性の確認が必要と判断した 場合には、追加資料を求めさせて頂くことで対応します。
- Q35 事業年度終了に伴う決算変更届出書とはどのようなものですか?
- A35 許可を受けた後、決算期ごとに財務内容や工事経歴に変更が生じますので、その内容を「事業年度終了に伴う決算変更届出書(以下、決算変更届出書といいます。)」として毎事業年度(決算期)経過後4ヶ月以内に提出しなければならないものです。 決算変更届出書の提出にあたっては、次のことに注意してください。
 - ○複数年分をまとめて提出することのないように、提出期限を守ってください。
 - ○決算変更届出書には納税証明書(原本、納付すべき額及び納付済額の記載のある証明書) を添付してください。課税額が無い場合であっても、納税証明書(知事許可の場合は 県税事務所発行の事業税の納税証明書です)を添付してください。
 - ○事業報告書は、株式会社の場合のみ、添付する必要があります。
 - ○附属明細書(様式第17号の3)は、資本金の額が1億円超又は貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が200億円以上の株式会社は作成し、添付してください。
- Q36 廃業届はどのような場合に提出しなければならないものですか?
- A36 廃業届 (様式第 22 号の 4) は、
 - ①許可に係る建設業者が死亡し、その相続人が認可の申請をしなかった場合
 - ②法人が合併により消滅し、消滅までに存続する法人が認可されなかった場合
 - ③法人が破産開始手続の決定により解散した場合
 - ④合併・破産以外の事由により解散した場合
 - ⑤許可を受けた建設業を廃止する場合
 - に提出しなければならないものです。

- Q37 許可を受けている業種のうち専任技術者を欠いたことにより一部の業種を廃業したとき は、どのような届出が必要となりますか?
- A37 許可を受けている業種のうちの専任技術者を欠いたことにより一部を廃業された場合は、「一部廃業」の届出が必要となります(様式第22号の4)。また、届出の際には、その業種を担当されていた専任技術者を削除する届出書(様式第22号の3)が必要です。
- Q38 「Q9の建設業の営業所」を新設したときは、どのような手続が必要ですか?
- A38 「Q9の建設業の営業所」を新設された場合は、その営業所の令第3条の使用人を定めるとともに、専任技術者を置いて頂く必要があります。三重県知事許可業者の方が三重県内に営業所を新設する場合は、変更届出書等を提出してください。 他県に営業所を申請する場合は、大臣許可となり、許可換え新規の扱いとなります。
- Q39 株式会社(特例有限会社をのぞく)が事業年度終了届に添付する事業報告書の様式は どのようなものでしょうか?
- A39 事業年度終了届に添付する「事業報告書」は、会社法に定められた株式会社が「計算書等」として作成を義務づけられているものです。また、取締役が定時株主総会において提出してその内容を報告しなければならないとされている書類です。
- Q40 現在、1つの資格で複数の業種の専任技術者となっていますが、担当する業種を減らす 届出をする場合、資格の写しの添付は必要ですか?
- A40 現在、資格で専任技術者になっている方については、その資格については写しの添付は不要です。

なお、専任技術者をやめた方が、再度専任技術者になる場合は、前回と同じ資格であっても、資格者証の写しの添付が必要です。

[建設業許可申請書等の閲覧について]

- Q41 建設業の許可申請書はどこで閲覧できますか?
- A41 建設業の許可申請書については、三重県県庁6階の県土整備部建設業課の閲覧室にて 閲覧を行っています。閲覧窓口に備え付けの閲覧簿(個票又は一覧、押印不要)に必要 事項を記載のうえ、職員まで申し出てください。無料で閲覧して頂くことができます。 ※初回の方は、閲覧簿(個票)に記入して頂きます。
 - ○閲覧日:火曜日から金曜日(祝日等の閉庁日は閲覧できません。)
 - *月曜日が祝日等の場合は、翌日の火曜日は閲覧室を閉鎖します。
 - *書庫整理のため、臨時で閲覧室を閉鎖することがあります。
 - ○閲覧時間: (午前) 9:00から12:00まで

(午後) 13:00から16:30まで

*12:00から13:00までの間は閲覧室を閉鎖します。

*閲覧は原則、1回1時間以内とします。

○その他:大臣許可業者の書類は、県の閲覧室では閲覧できませんので、中部地方 整備局(名古屋市)にて閲覧ください。

- Q42 電子閲覧が可能になったとのことですが、どのように閲覧できますか。
- A42 令和 5 (2023) 年 4 月 14 日より、建設業許可申請書類について、電子閲覧ができるように なりました。

電子閲覧できるのは、建設業許可・経営事項審査電子申請システム(JCIP)により提出された建設業許可申請書類のうち、建設業法第十三条に規定される閲覧書類です。

○電子閲覧の方法:建設業許可申請書類を電子閲覧する場合は、以下のリンクからお進み ください。

https://prod-internet.jcip.mlit.go.jp/Client/

○操作方法:システムの使用方法については、以下のマニュアルをご覧ください。

https://www.pref.mie.lg.jp/common/content/001124683.pdf

※システムの操作に関するお問い合わせは、三重県でお答えすることはできません。マニュアルに記載のヘルプデスクへ直接お問い合わせください。